

6番 林崎竟次郎です。通告に基づき一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症は、11月23日現在で世界では感染者約5千865万人、死者約139万人に達し、再拡大地域が広がっています。国内でも感染者は約13万4千人、死者約2千人。県内では感染者141人、死者1人となり、いまだ収束を見通せる状況には至っていません。検査と医療体制の抜本的な拡充などによる感染抑止は、命と健康を守る政治の最優先課題となっています。

このようなコロナ危機の中で、懸命に生業を守る為に頑張っているのが、小規模事業者・中小企業者です。ところが、菅政権は、政府の成長戦略会議に「日本の中小企業数は今の半分でいい」と公言する起業家デービッド・アトキンソン氏をメンバーに入れ、中小企業庁は中小企業の集約化について検討を始めました。中

小企業は日本の企業数 99.7 パーセントを占め、従業員数は日本企業全体の 68.8 パーセントと、地域経済と雇用の根幹です。中小企業なくして日本経済は成り立ちません。政府が今、すべきことは淘汰ではなく支援だと考えます。

1 点目に、新型コロナウイルス感染症による中小企業者等への支援について伺います。

初めに、国・県の制度を利用して、ひと息ついている中小企業者等も有りますが、まだまだ支援制度自体が浸透していません。国の制度である、持続化給付金等の申請期限、県の観光支援事業等の延長について、町として改めて、強く国・県に要望するべきと考えますが町長の所見を伺います。

次に、町独自の一次産業・中小企業者等への緊急支援事業給付金等ですが、完了したものもありますがほとんど受付中です。今後の取り組みとしては、申請漏

れが無いように、対応を講じて行くべきと考えます。さらには、再支給を含めて検討をするべきと考えますが町長の所見を伺います。

2点目に、東日本大震災被災者の国保医療費・介護保険利用料等の免除について伺います。県は本年12月で終了予定の被災者の国保医療費・介護保険利用料等の免除事業を令和3年3月31日の本年度末まで継続し、新年度から対象を住民税の非課税世帯に絞って継続したうえで、来年12月を目安に全て終了する考えを示しました。大震災から9年、免除に係る当町の費用は決して少なくないですが、高齢化と収入に不安を抱える被災者の窮状を理解し免除継続の英断をすべきと考えます。その上で、最終決定は、内容・詳細を含めて市町村となります。

そこで、次の3点について町長の所見を伺います。  
①令和3年1月1日以降も被災者の国保医療費・介護保険利用料等の免除を継続すること。

②令和3年4月1日以降も免除を継続し対象を住民税非課税世帯に限定しないこと。

③医療費等の免除費用の全額を補助するよう国に要望すること。です。

最後になりますが、台風10号豪雨災害被災者の国保医療費・介護保険利用料の減免措置の継続について伺います。

今、台風10号豪雨災害被災者の国保医療費・介護保険利用料の減免に助けられている町民の声を聴くと、来年1月から、どうなるのかと大変心配しています。中には、減免措置が無くなった時、今までのように通院したり、薬も飲めないという方も少なくありません。東日本大震災被災者と同じ様に、高齢化と収入の不安に喘いでいる方もたくさんいます。台風10号豪雨被災は東日本大震災の約10倍という大きな災害です。

そのことから、台風被災者の生活安定のため、来年

1月以降も国保医療費・介護保険利用料の減免を継続すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

以上です。

6番 林崎竟次郎 議員の御質問にお答えします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症による中小企業者等への支援についてであります。各種制度につきましては、これまで国や県、そして町でも周知してまいりましたが、引き続き、各種広報媒体を利用しながら周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、申請期限延長などに関する要望につきましては、県内市町村の動向も見ながら、岩手県町村会などとも連携してまいりますので御理解をお願いいたします。

次に、緊急支援事業給付金等についてありますが、第一次産業者等へは、112件の657万円が、中小企業者などへは278事業者に対して

5,560万円の支援金の給付を完了したところでございます。

なお、これに係る申請指導などにつきましては、議員御案内のとおり岩泉商工会に委託し、対象者への必要な支援が実施されているものと認識をしておりますが、万が一申請漏れ等があった場合は、迅速かつ柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、議員御提言の給付金の再支給につきましては、今後の国の動向などに注視するとともに、引き続き、関係団体と連携しながら検討してまいりますので御理解をお願いいたします。

次に、東日本大震災被災者の国保医療費・介護保険利用料等の免除についてですが、令和3年3月まで現行制度の被災者を対

象に免除を継続してまいります。

なお、令和3年4月以降については、住民税非課税世帯に限定して令和3年12月まで免除を継続する考えであります。

また、国への要望につきましては、県においても令和3年12月を目途に終期を検討することであり、現時点においては、要望を行うことは考えておりませんので御理解を賜りたくお願い申し上げます。

次に、台風第10号豪雨災害被災者の国保医療費・介護保険利用料の免除措置の継続についてありますが、本町における被災された皆様の住宅再建は、おおむね完了したものと認識しておりますが、住宅再建等に伴う一時的な費用など、被災された皆様が抱える金銭的負担などを



考慮し、引き続き現行制度により令和3年12月  
まで免除を継続していく考えであります。

以上で答弁を終わります。